

尻無川水系河川整備計画

平成 25 年 3 月

愛 媛 県

目 次

1.	尻無川水系の概要	1
2.	尻無川水系の現状と課題	3
2.1	治水の現状と課題	3
2.1.1	主な洪水被害	3
2.1.2	治水事業の沿革	5
2.1.3	河川の維持管理	5
2.2	河川の利用の現状と課題	5
2.2.1	河川水の利用状況と課題	5
2.2.2	河川流況の状況と課題	6
2.2.3	河川水質の状況と課題	7
2.3	河川環境の現状と課題	9
2.3.1	動植物の生息・生育の状況と課題	9
2.3.2	河川空間の利用状況と課題	12
3.	河川整備計画の目標に関する事項	13
3.1	河川整備計画の計画対象区間	13
3.2	河川整備計画の計画対象期間等	13
3.3	洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する目標	14
3.4	河川の適正な利用に関する目標	14
3.5	河川環境の整備と保全に関する目標	15
3.5.1	動植物の生息・生育・繁殖環境	15
3.5.2	水質	15
3.5.3	河川空間の利用	15
4.	河川整備の実施に関する事項	16
4.1	河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	16
4.1.1	洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	16
4.1.2	河川工事の種類及び施行場所	16
4.1.3	河川環境の整備と保全に関する事項	17
4.2	河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項	21
4.2.1	洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	21
4.2.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	21
4.2.3	河川環境の整備と保全に関する事項	21
4.3	河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	22
4.3.1	洪水対策	22
4.3.2	流域における河川管理の取り組みへの支援に関する事項	22
4.3.3	災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項	22
4.3.4	環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項	22

1. 尻無川水系の概要

尻無川は、その源を新居浜市大永山に発し、新居浜南高等学校前を流下し、支川深谷川を合わせ、新居浜市の中心部にある新居浜市役所の東側を北に流下し、新居浜市港町で燧灘の新居浜港に注ぐ、流域面積約 8.90 k m²の幹川流路延長約 6.8 k mの二級河川である。

その流域は新居浜市の中央部に位置し、同地方における社会・経済の基盤をなしているとともに、自然環境の乏しい市街地にあって沿川住民にやすらぎと潤いを与える貴重な空間となっている。また、2級河川国領川より導水された農業用水を、沿川に補給するため、古くから利用されており、直線的な単断面河川となっている。河道は洪水による侵食等を防止するため、両岸がコンクリート護岸で施工されている。

なお、左岸側の市街地、住宅地については地盤高が低いことから、降雨による雨については、尻無川には流れ込まず、都市下水道事業によるポンプ排水区として除外することになっている。

流域の地質は、上流域の山地部で、三波川変成岩類となっており、山裾で洪積層が広がり、平野部の中・下流域は沖積層が広がっている。

また、尻無川水系周辺の気候は、瀬戸内海気候区域に属し、年平均気温は 16.8℃（平成 20 年（新居浜市）：気象庁）、年平均降水量は約 1,300mm（平成 11 年～平成 20 年：新居浜市統計書）であり、平均的な瀬戸内気候を呈した地域に属している。降雨は、梅雨期と台風期に集中する特徴をもっている。

土地利用の状況は、面積の 60%以上が宅地、農地であり、上流域では 65%が山林となっている。流域の人口は約 19,000 人で近年大きな変動は見られない。



下流部（田所小橋より上流を望む）
<河口から 0.9km 付近>



中流部（庄内西橋より下流を望む）
<河口から 2.1km 付近>



上流部（三軒屋橋より上流を望む）
<河口から 5.2km 付近>

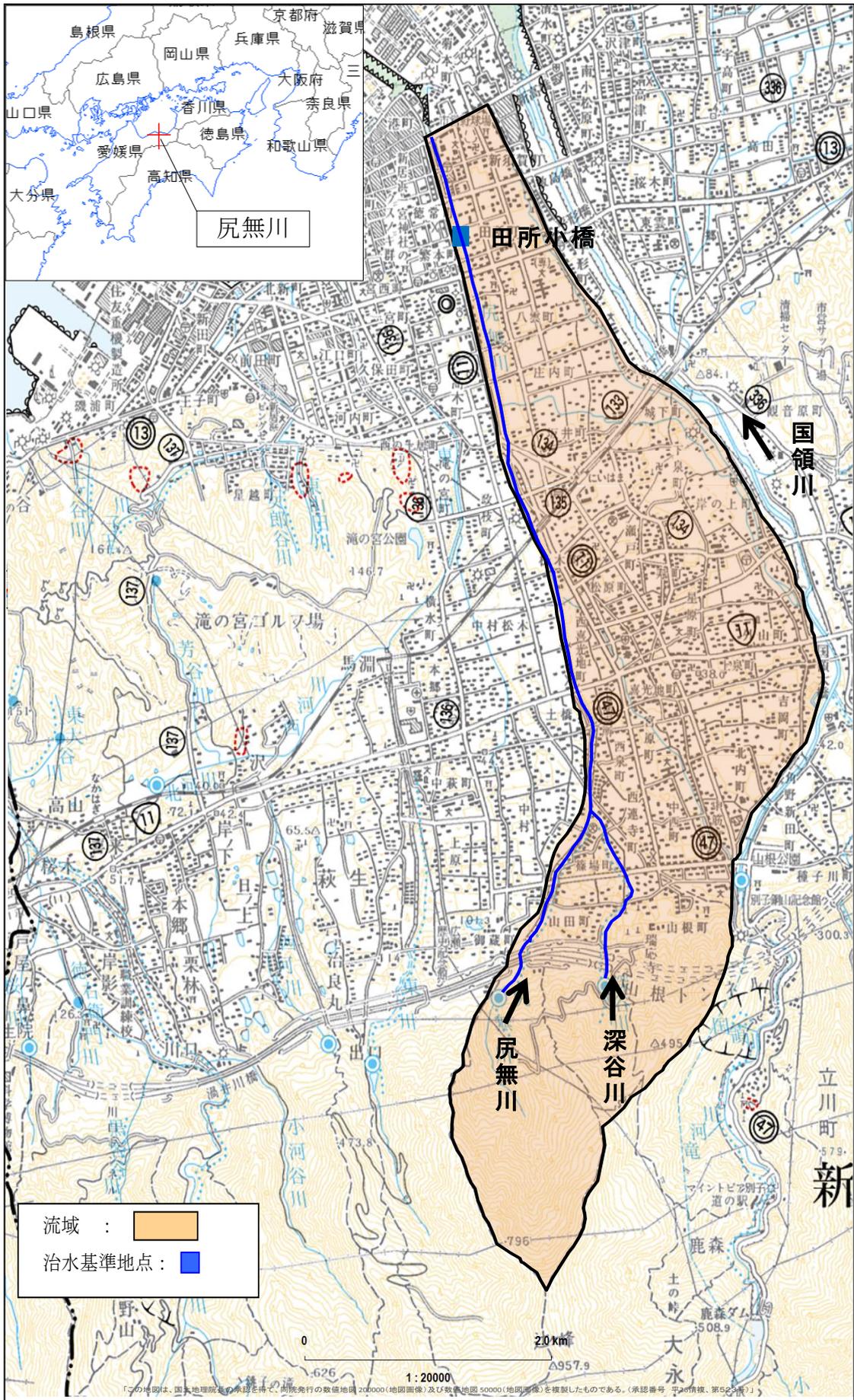


図-1: 尻無川水系流域図

2. 尻無川水系の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 主な洪水被害

尻無川は、上流部は山地となっており、これらは険しい V 字型の谷を形成し、降雨時には河川水が急増する。

尻無川水系を含む新居浜市全体の主な水害を見ると、戦後最大となる昭和 43 年 9 月の台風 16 号による床上、床下浸水を含む浸水家屋 3,500 棟、浸水面積 581ha や、昭和 51 年 9 月の台風 17 号による床上、床下浸水を含む浸水家屋 5,046 棟、また、平成 16 年 9 月の台風 21 号による床上、床下浸水を含む浸水家屋 2,210 棟など甚大な被害を受けている。

また、昭和 50 年当時の尻無川は、下流区間の一带に住宅地が密集し、河積が狭小のため洪水時には度々溢水氾濫し、多大な被害を与えていた。表-1 には、治水事業開始から現在までの水害履歴を示す。

表-1 新居浜市の過去の水害履歴

年	月日	浸水戸数		面積 (ha)	被害市町村名	気象原因	内水 溢水
		床下	床上				
昭和43年	9/24	600世帯	2900世帯	581	新居浜市	台風16号	溢水
昭和51年	9/8~13	3956世帯	1090世帯	286	新居浜市	台風17号	溢水
昭和62年	10/16~17	1142世帯	56世帯	50	新居浜市	台風19号	溢水
平成11年	9/14~15	234世帯	47世帯	4.4	新居浜市	集中豪雨	溢水
平成16年	8/17~18	982世帯	339世帯	-	新居浜市	集中豪雨	溢水
平成16年	8/30~31	11世帯	5世帯	-	新居浜市	台風16号	溢水
平成16年	9/7	1世帯	2世帯	-	新居浜市	台風18号	溢水
平成16年	9/29~30	1259世帯	951世帯	-	新居浜市	台風21号	溢水
平成16年	10/20	44世帯	14世帯	-	新居浜市	台風23号	溢水

資料：新居浜市災害環境より作成

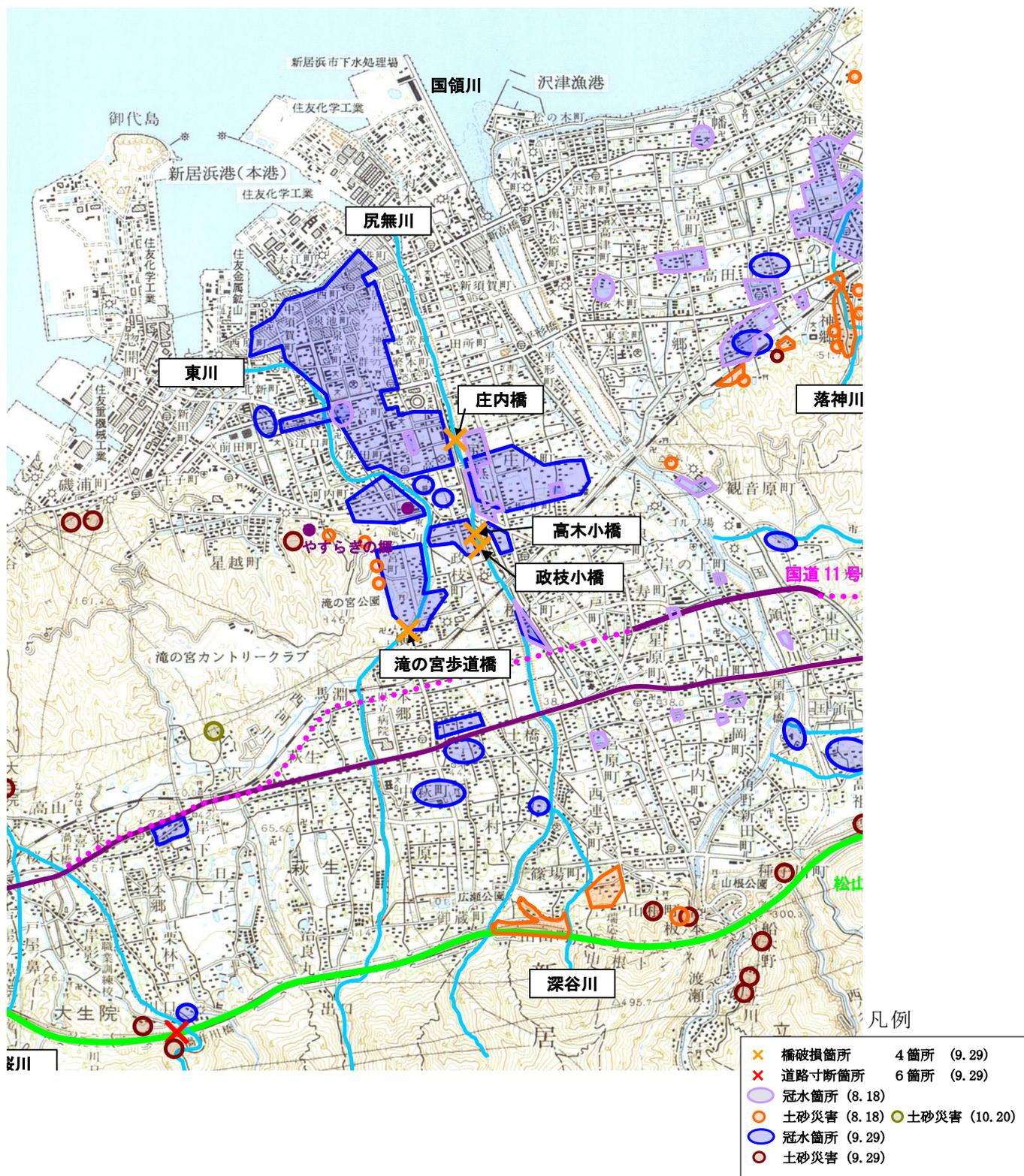


図-2：新居浜市H16 浸水被害図
 出典：「にいほま」 vol.703.2005

2.1.2 治水事業の沿革

尻無川の治水事業は、昭和 50 年より小規模河川改修事業として、菊本地先から松本地先間の掘削等を実施し、河口から 600m 間の改修を行っていた。

昭和 61 年には「尻無川水系工事実施基本計画」が策定され、平成 13 年以降は、上流域の 1,800m を対象として暫定断面での整備とし、築堤・護岸等の改修を実施している。

また平成 18 年 3 月には「尻無川水系河川整備基本方針」が策定され、現在では、河口から高木大橋（河口から約 2.4km）の区間の改修が終了し、上流域の 1.0km を総合流域防災事業により整備を進めている。

なお、地盤高の低い（+2.0～4.0m）左岸側の市街地、住宅地については都市下水道事業によるポンプ排水区として河川計画より分離している。

一方、未改修区間では、流下能力が著しく不足しており、治水安全度の確保のために、早急に河川改修を行う必要がある。

2.1.3 河川の維持管理

愛媛県では、災害の防止または低減を目的として、護岸、床止めなど、河川管理施設の維持管理や河道の適正な確保に向けた維持管理を行っている。

堤防、護岸、堰などの河川管理施設については、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川の利用の現状と課題

2.2.1 河川水の利用状況と課題

尻無川水系における河川水の利用は、古くから農業用水に利用されている。

尻無川からの取水は、農業用水としての灌漑目的であり、検討対象の中流域において、実際の取水実態、取水量については不明な点が多く、現時点で取水量が明確に把握できるのは以下の慣行水利権 1 件のみである。

表-2 尻無川からの取水量

頭首工名	所在地	水利使用者	受益面積	備考
万願寺	一宮町一丁目 尻無川左岸	新居浜土地 改良区	2.5ha	慣行水利権

資料：水利台帳より

尻無川に流入する水源として、隣接する国領川から導水された灌漑用水がある。国領川から導水し尻無川の中流域に流入する頭首工は2箇所である。

表-3 尻無川への流入量（国領川からの取水量）

頭首工名	所在地	水利使用者	受益面積	備考
洪水	山根町 国領川	洪水土地 改良区	160ha	慣行水利権
高柳	岸の上町 国領川	高柳土地 改良区	120ha	慣行水利権

資料：水利台帳より

今後、尻無川において安定した取水や良好な水環境を維持するために、流域の水利形態および取水量を把握していく必要がある。

2.2.2 河川流況の状況と課題

水質については、政枝小橋及び新須賀橋地点で観測を行っているが、流量については観測を行っておらず、流況資料が乏しい状況である。また、本河川の特性として、上流部は流水が伏没し無水区間であり、中流部より下流は、国領川からの導水により流水区間となっている。

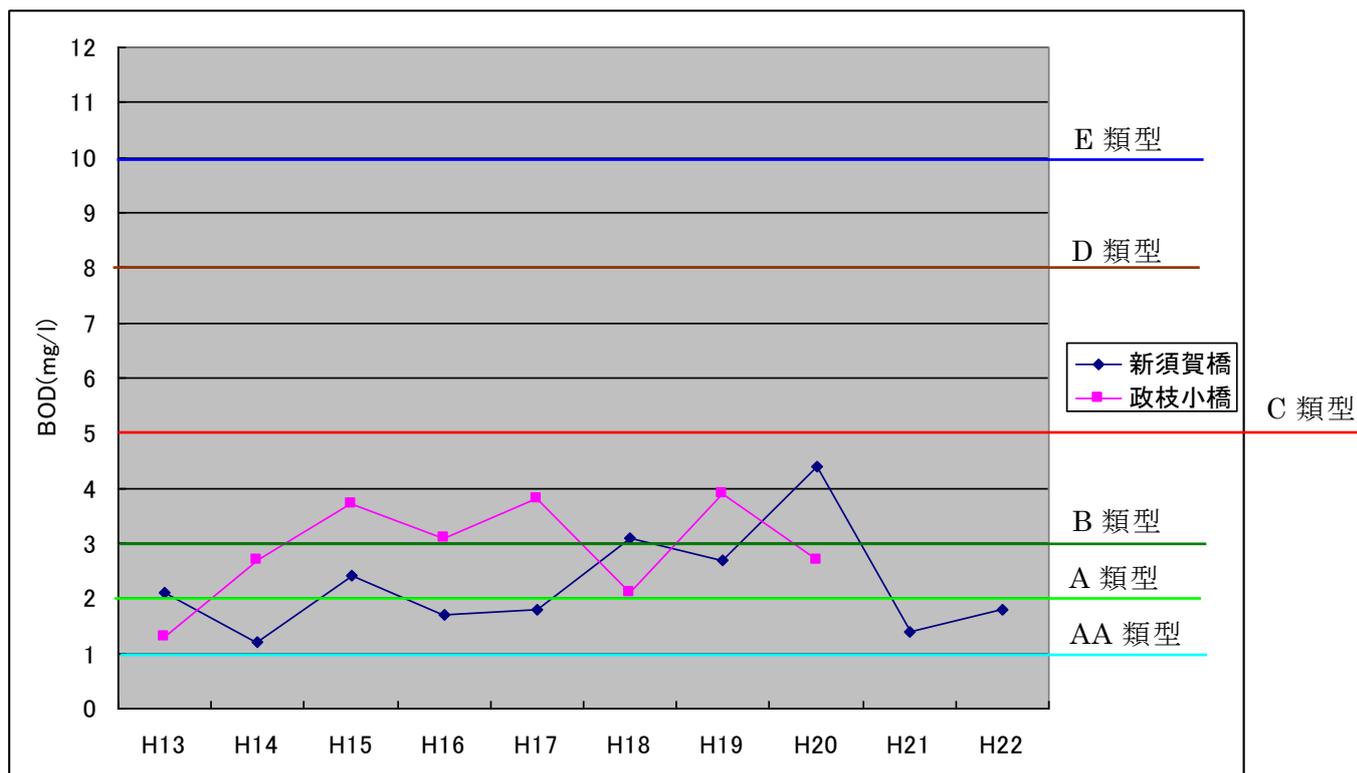
流況状況については、今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3 河川水質の状況と課題

河川の水質は、環境基準の類型指定は設定されていないが、新居浜市において水質調査が行なわれており、BOD値の観測結果を下図に示す。

平成13年以降のBOD値は、新須賀橋（河口から0.6km）、政枝小橋（河口から2.6km）ともにC類型（BOD値：5mg/l以下）に相当しており、概ね良好な水質である。なお、尻無川下流域は、国領川からの導水により安定した水質を保っている。

今後も引き続き関係機関との連携を図りながら水質の維持に努める必要がある。



(資料) 新居浜市環境部生活環境課

※各年度の観測値は、各季の測定結果の平均値である。

図-3 尻無川の水質調査結果

表-4 生活環境の保全に関する環境基準(BOD)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	工業用水3級 環境保全
基準値	1mg/l以下	2mg/l以下	3mg/l以下	5mg/l以下	8mg/l以下	10mg/l以下

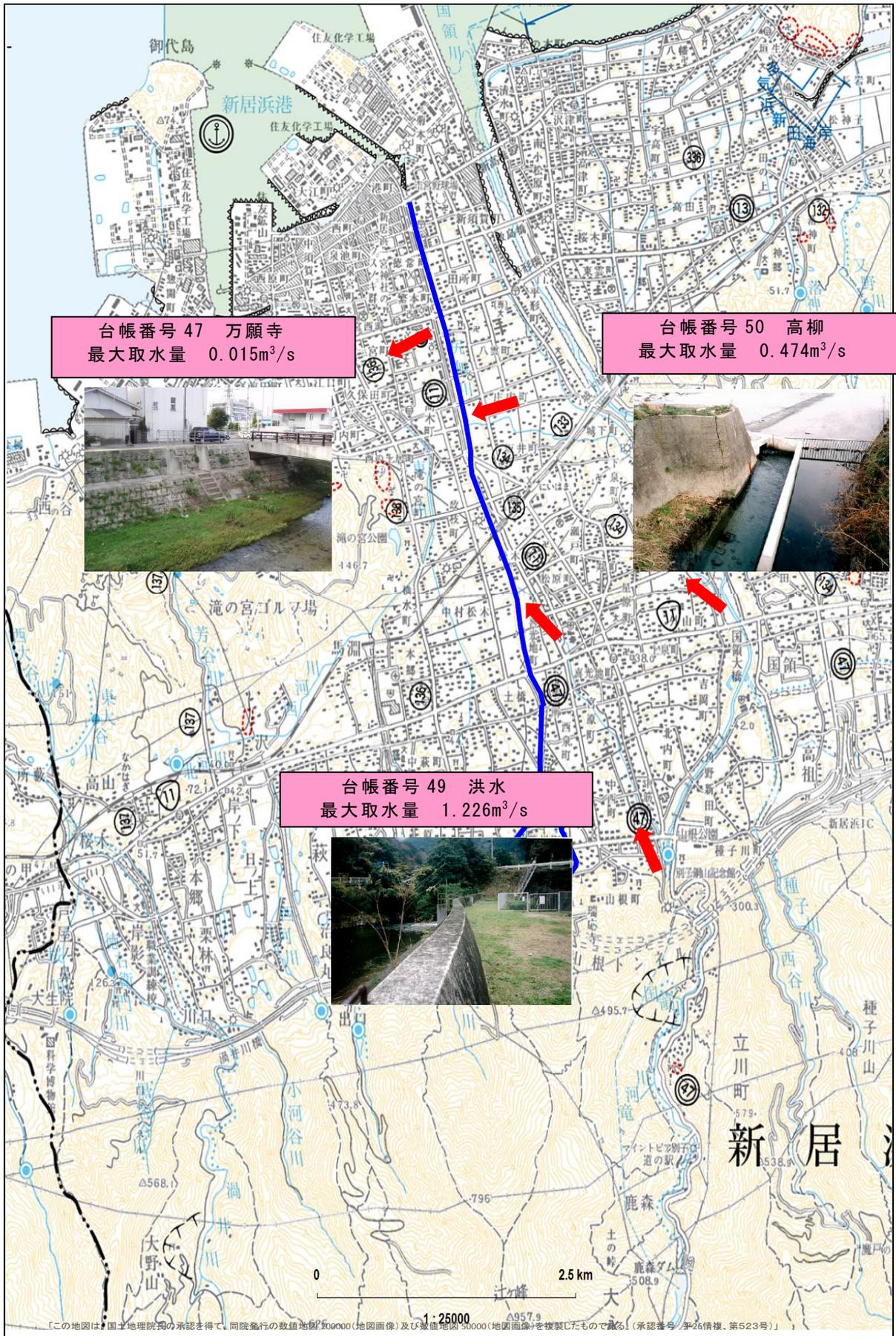


図-4 取水地点位置図

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題

尻無川流域の上流部は山地であり、平地部の河道周辺は、市街地となっている。中流部には田園地帯に住宅が点在し、下流部は再び商業施設や宅地が密集する市街地となっている。

尻無川は、2級河川^{こくりょう}国領川より導水された灌漑用水を、沿川に補給するため、古くから利用されており、直線的な単断面河川となっている。河道は洪水による越水等を防止するため、両岸がコンクリート護岸で施工されている。また、国領川からの導水による流入部より上流は、平常時は無水区間となっており、流入部より下流の区間とは生物の生息・生育環境の面で異なった環境が形成されている。

上流域は、住宅地であり、また砂防指定地域でもある。植生としては、最上流の山地においてかつてはブナ・ミズナラ・カエデ類の落葉広葉樹林であったが、別子銅山の煙害等により枯損し、その後大規模な植林事業により、針葉樹林となっている。

河道周辺は住宅地が形成されている。河道は無水区間であるため、魚類は生息していない。また、河道内の河床は、ヨモギ等の草本類で覆われており、植生は66科224種が確認され、代表的な種として、セイバンモロコシ、セイタカアワダチソウ、オアレチノギク等が点在している。重要種は、ウシノシッペイが確認されている。

中流域は、住宅地が点在する田園地帯となっている。平常時は無水区間であり、河床はヨモギ等の草本類で覆われている。

下流域は、新居浜市の中心市街地であり、商業施設、住宅等が沿川に広がっている。また、国領川から用水が導水され流水区間となっている。

魚類は、9科20種が確認され、代表的な種として、オイカワ、タカハヤなどの生息が確認されている。重要種は、メダカ、ドジョウが確認されている。

エビ・カニ・貝類は、11科12種が確認され、代表的な種として、モクズガニなどの生息が確認されている。重要種は、ナガオカモノアラガイが確認されている。

底生生物は27科53種が確認され、代表的な種として、ミズムシ、ユスリカなどの生息が確認されている。

今後も引き続き動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表-5 調査時期

項目	調査時期 (春季調査)	調査時期 (秋季調査)
植物	—	平成 15 年 9 月 25 日～26 日
魚類	平成 14 年 4 月 8 日～10 日	平成 15 年 9 月 16 日～17 日
エビ・カニ・貝類	平成 14 年 4 月 8 日～10 日	平成 15 年 9 月 16 日～17 日
底生生物	平成 14 年 4 月 8 日～10 日	平成 15 年 9 月 16 日～17 日

表-6 重要種一覧

項目	注目種	カテゴリ
植物	ウシソシッペイ	愛媛県 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物における絶滅危惧Ⅱ類
魚類	メダカ	環境省 改定 日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックにおける絶滅危惧Ⅱ類(VU) 愛媛県 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物における絶滅危惧Ⅱ類
	トジヨウ	愛媛県 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物における準絶滅危惧類
エビ・カニ・貝類	ナガオカモノアラガイ	環境省 第4次レッドリストにおける準絶滅危惧類(NT)

準絶滅危惧(NT)：存続基盤が脆弱な種現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。

絶滅危惧Ⅱ類(VU)：絶滅の危険が増大している種現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実に考えられるもの。



ウシノシッペイ（愛媛県：絶滅危惧Ⅱ類）



メダカ（環境省、愛媛県：絶滅危惧Ⅱ類）



ドジョウ（愛媛県：準絶滅危惧類）



ナガオカモノアラガイ（環境省：準絶滅危惧類）

2.3.2 河川空間の利用状況と課題

尻無川は、概ね全川に渡って高水敷のないコンクリート護岸の単断面河川であり、目立った河川利用はなされていない。尻無川は、新居浜市の中央部に位置し、自然環境の乏しい市街地にあつて、沿川住民にやすらぎと潤いを与える貴重な空間となっている。

代表的な河川景観を得る場所として、高木橋下流の親水護岸があげられる。また、中流域では、愛リバー・サポーター制度によるボランティア活動が行われている。

河川の利用状況の課題としては、今後も引き続き、沿川住民にとっての潤い空間を保全していくことが必要である。



図-6 尻無川下流部の風景（庄内橋より下流見た風景）

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の対象は、尻無川水系の愛媛県管理区間とする。

表-7 河川概要

水系名	河川名	左岸 右岸	区 間		河川 延長 (m)	流域 面積 (km ²)	指定 年月日
			上流端	下流端			
尻無川	尻無川	左岸	新居浜市大永山字山根 841 番地先	海に至る	6,790	8.9	S4.5.1 H11.3.31
		右岸	新居浜市大永山字山根 841 番地先				
尻無川	深谷川	左岸	新居浜市山田町 268 番 1 地先	尻無川 合流点	1,273		S35.3.31 H11.3.31
		右岸	新居浜市山根町 270 番 2 地先				

下段：変更指定年月日

3.2 河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、尻無川水系河川整備基本方針に基づき、尻無川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は、今後 10 年間程度とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する目標

尻無川水系における治水対策の目標は、流域の人口、資産状況、氾濫面積等の治水上の重要度を考慮した結果、年超過確率 1/30 の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。河口部においては、台風襲来時等の高潮や波浪による被害を防止するとともに、大規模地震発生時に襲来する津波からの被害の防止又は軽減を図ることを目標とする。

しかしながら、尻無川においては昭和 51 年に甚大な被災を受け、未改修区間では早期改修が望まれていた。このため早期に治水効果が発現できるよう、下流 650m 地点から上流の区間では年超過確率 1/10 による暫定改修を進めているところである。

なお、近年において、大きな災害が発生した平成 16 年洪水では、新居浜市内において、床上浸水 951 戸、床下浸水 1,259 戸と大きな被害をもたらしたが、内水被害や流木による溢水被害もあったことから、河道改修とともに下水道事業による雨水対策や砂防ダムの整備等と連携し取り組んで行く。

<政枝小橋>



平成 16 年災害時写真 (1)

<高木小橋>



平成 16 年災害時写真 (2)

3.4 河川の適正な利用に関する目標

尻無川は、伏没による無水区間が長いことや、農業用水の取水量が正確に把握されていないことから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況（伏没量を含む）や取水実態、河床変動等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努める。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、現地点において流況資料が乏しいことから、引き続きデータの蓄積に努め、尻無川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、住民や関係機関と連携し、取り組んで行く。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、尻無川水系の動植物の生息状況を把握し、尻無川水系の有する多様な生態系を保全することに努める。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築などにあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、出来るだけ現状の瀬や淵を維持すると共に、魚類等の移動の連続性を確保できるよう努める。

3.5.2 水質

水質については、環境基準は設定されていない状況であるが、公共下水道等と連携し、引き続き水質を維持するよう努める。

3.5.3 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行い、住民が親しみやすい河川空間づくりに努める。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

尻無川では、計画対象区間において年超過確率 1/10 の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

その流量は、尻無川の治水基準点である田所小橋地点で $90 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

河道については、洪水の安全な流下や浸水被害の軽減を図るため、掘削、護岸等を施行する。また、大規模地震、津波からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では、植生が回復するよう、水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

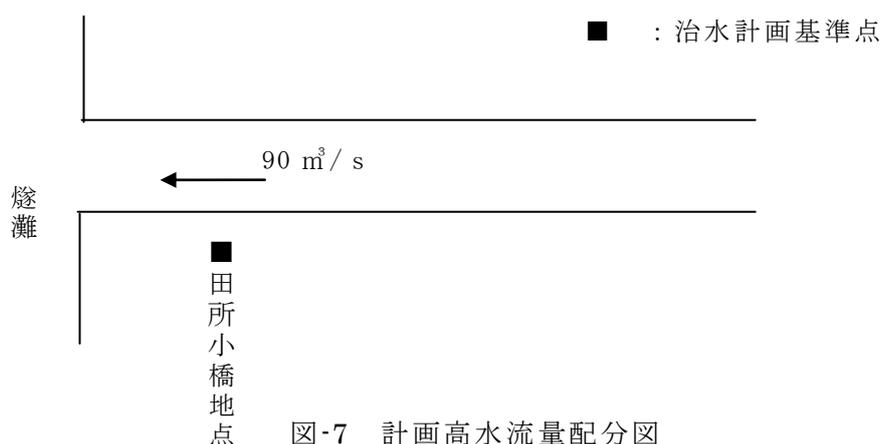


図-7 計画高水流量配分図

4.1.2 河川工事の種類及び施工場所

尻無川では、総合流域防災事業などにより河口～高木大橋付近まで概ね河川整備が完了しており、年超過確率 1/10 の規模の洪水でも被害が発生しない状況にある。しかし、上流の未整備区間では近年の災害である平成 16 年 9 月の洪水においても、浸水被害が発生しており、計画高水流量を安全に流下させることを目的に高木大橋付近から上流 1.0 km 区間を掘削、護岸、橋梁改築等による河川改修を実施する。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は下表にとらわれずに必要に応じて実施する。

表-8 河川工事の種類

河川名	範囲（距離標等）				種類
	尻無川	左岸	2400	～	
右岸		2400	～	3400	

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、河道が過去の改修により単調な形状となっている現状を踏まえ、過去の河川の姿や、現在の生物の生息、生育状況を把握した上で、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するために魚道を設置するなど、自然環境の保全、復元に努める。

河岸では、植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう階段護岸を施工するなど、親水性に配慮した整備を行うものとする。

特に重要な動植物の生息が確認された場合には、生息・生育環境に対し出来るだけ影響の回避、低減に努め、河川環境の維持を図る。

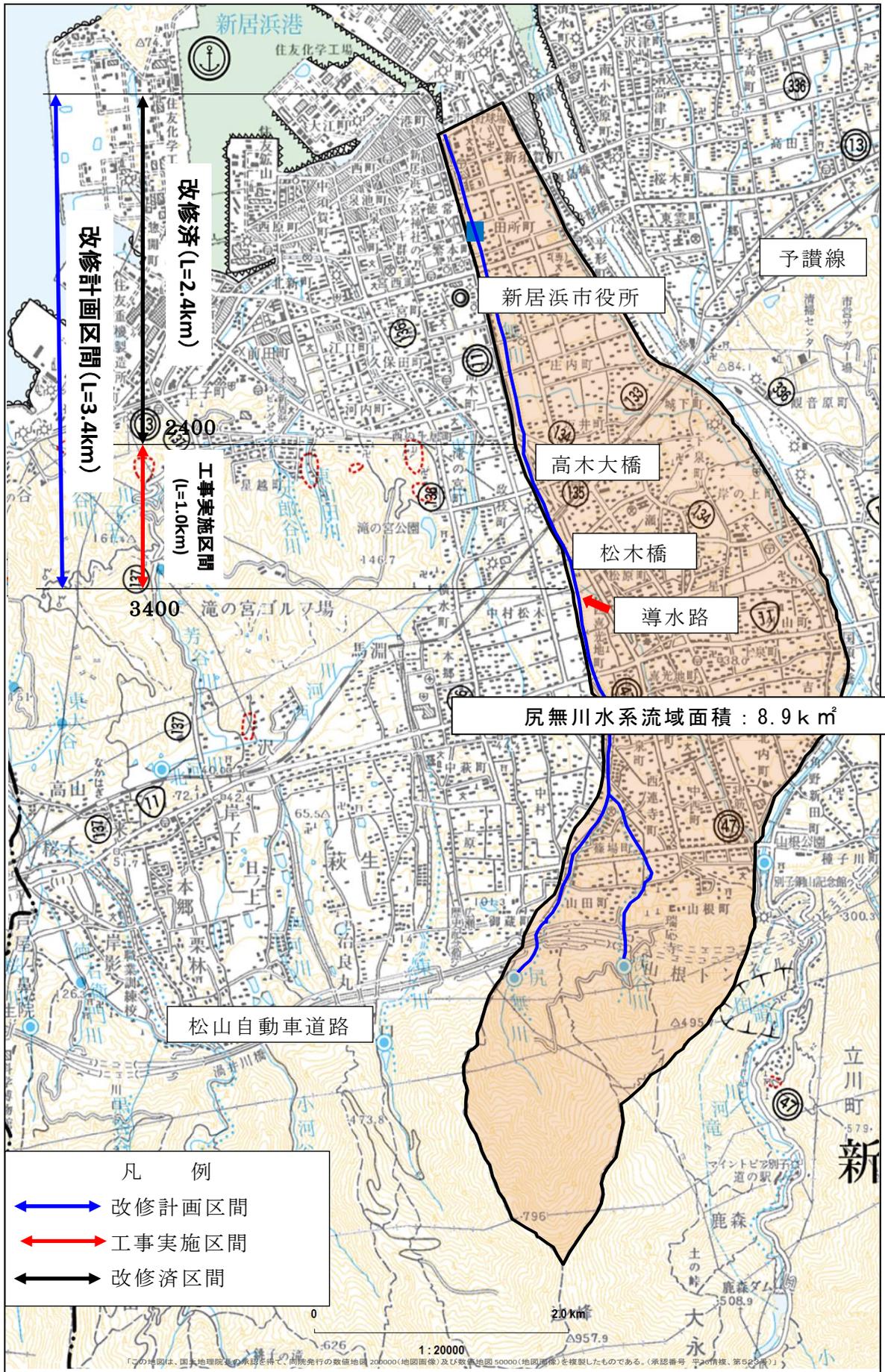
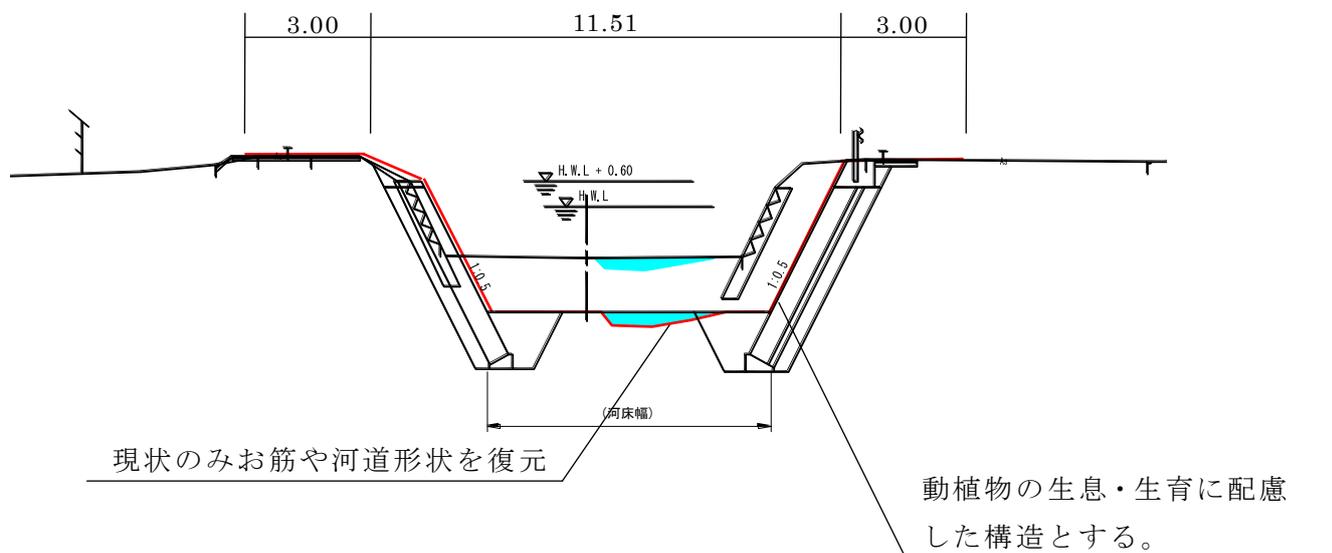


図-8：施工位置図

河口から 2.6km 付近



※横断形状は、現地の状況により変更となる場合がある。

— 計画断面

図-9：代表断面図（単位：m）

凡 例	
—	最深河床高 (現況)
—	堤 防 高
—	計画高水位
—	想定河床高

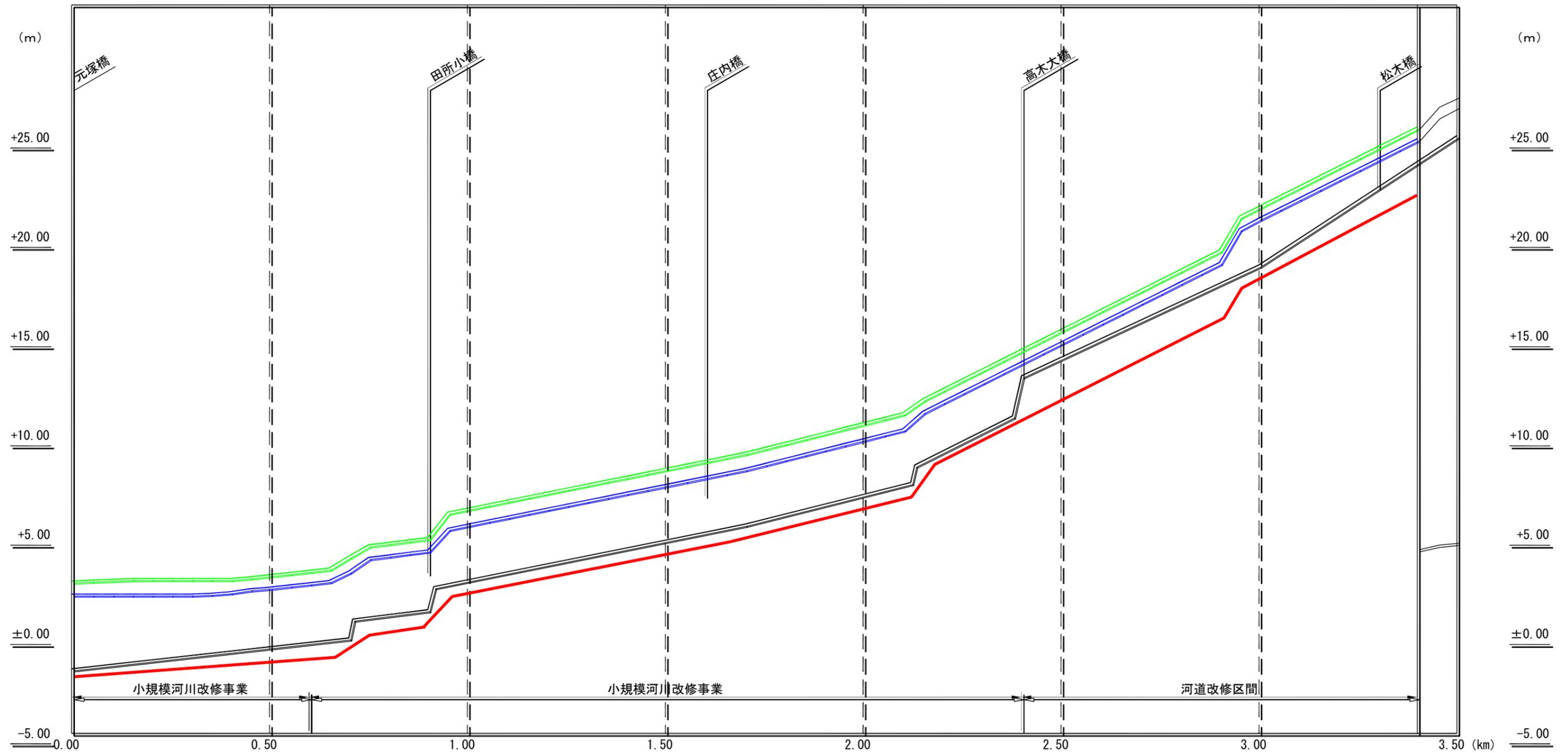


図-10：尻無川縦断面図

4.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項

4.2.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

(1) 河川維持の種類及び施工の場所

流域内の河川においては、河川管理施設を定期的に点検し、危険箇所、老朽箇所等の早期発見および補修を行う。

出水により土砂や流木が堆積し、長期の間、洪水流下の阻害となるなど治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を講じる。

また、出水などによる河床の低下は、護岸などの構造物の基礎が露出することにつながり、これは災害の要因となるので早期発見に努めると共に、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報などをメールで自動送信するシステムの整備など、迅速かつ的確に地域住民に対し河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等、浸水被害の防止又は軽減に努める対策を実施する。

なお、計画規模を上回る洪水や高潮、また、整備途中における施設の能力以上の洪水等に対しては、関係機関や地域住民と連携を図り被害の軽減に努める。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

利水者との連絡・調整を図りながら流況および農業用水の取水実態の把握とデータの蓄積を行い、効率的かつ合理的な取水ができるように努める。

さらに、良好な水環境を維持するために必要な水量（正常流量）について、今後、住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

尻無川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現状の瀬や淵の保全及び移動の連続性の確保に努める。

(2) 水質の保全

水質の保全にあたっては、尻無川は環境基準が設定されていない状況であるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに、下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や流域住民と連携し水質の改善に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては尻無川水系の河川空間の利用状況を踏まえて、人と川のふれあいの場となるよう親水空間の保全に努める。また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。

4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1 洪水対策

洪水対策は、再度災害防止に向けて、河道改修などのハード整備に加え、避難判断水位情報等を地域住民に情報提供し、普段から地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等のソフト面でも洪水対策を実施する。

4.3.2 流域における河川管理の取り組みへの支援に関する事項

河川整備に関しては、住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。

沿川住民に対しては、洪水被害を軽減する施策等に必要な資料の提供や、水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めていく。

4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下断面確保のための河床掘削等の必要な対策を講じる。

4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたり、動植物の生息や生育地に配慮し現状の瀬や淵の保全、親水機能を向上させる護岸整備を施す。また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。